

渋谷区新型コロナワクチン接種実施計画

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症について、感染拡大を防止し、区民の生命及び健康を守るため、円滑な接種を実施することを目的とする。

2 計画の位置づけ

予防接種法の規定による新型コロナワクチンの特例的な臨時接種に係る区市町村の事務について、厚生労働省通知の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等に基づき、本実施計画を策定する。

3 接種対象者

(1) 対象者の範囲

対象者は、接種日に住民基本台帳に記録されているもののうち、予防接種を希望するものとする。

(2) 努力義務の取り扱い

対象者については、原則として接種を受ける努力義務の規定が適用されるが、妊娠中のものについては、努力義務の規定の適用が除外されている。

(3) 接種順位

国が示す接種順位と接種時期に基づき、接種を実施する。

令和3年6月1日現在

接種順位	対象者	算出方法	想定接種者数(100%)	接種開始予定
1	医療従事者等	総人口の3%	約6,900人	3月以降
2	65歳以上の高齢者	住基人口	約45,000人	5月10日以降
3	基礎疾患を有するもの	総人口の8.2%	約18,000人	未定
4	高齢者施設従事者	総人口の1.6%	約3,600人	未定
5	上記以外のもの	12歳以上のもの	約165,000人	未定

4 接種体制

(1) 接種方式

個別接種と集団接種の併用により実施する。

(2) 運営方法

①個別接種（医療機関等での接種）

区内の個別医療機関で接種可能な体制を構築する。ワクチンの供給状況等により、接種可能な医療機関数を順次拡大していく。高齢者施設の入所者については、施設への巡回接

種等により接種可能な体制を構築する。

②集団接種（区が実施する会場での接種）

- ・文化総合センター大和田
- ・あいおいニッセイ同和損保センチュリーホール
- ・本町区民施設
- ・笹塚駅前区民施設
- ・幡ヶ谷保健相談所

5 コールセンターの設置

令和3年3月1日よりコールセンターを設置する。

コールセンターの主な業務

- ・区民からの問い合わせ対応
- ・電話による予約受付
- ・クーポン券再発行申請の受付

6 区民に対する広報媒体

以下の媒体を活用し、特に接種方法・接種医療機関・特設会場・接種スケジュール・副反応等について、適時的確な情報提供を実施する。

- ・区広報誌（しぶや区ニュース・CITYNEWS）
- ・区公式ホームページ・SNS（Twitter、Facebook、LINE、YouTube）・渋谷のラジオ
- ・接種案内チラシ等
- ・その他（マスコミ公表等）

7 副反応への対応

接種後、15分～30分の経過観察時間を設ける。また、接種により健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく、副反応健康被害救済制度により対応する。

8 所管課

渋谷区保健所 健康推進部 地域保健課 新型コロナウイルス感染症対策担当主査
03-3463-1269